

平成二十七年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第三号

水銀含有再生資源の管理に関する命令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十四条第一項の規定に基づき、水銀含有再生資源の管理に関する命令を次のように定める。

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（管理に関する報告）

第二条 法第二十四条第一項の規定による報告は、事業所ごとに、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）、当該年度の翌年度の六月末日までに、別記様式による報告書を提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、主務大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。

（報告事項）

第三条 法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、当該年度における次の事項とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 水銀含有再生資源管理者において行われる水銀含有再生資源の管理に係る事業
- 四 年度当初において管理していた水銀含有再生資源の種類別の量
- 五 生じ、又は譲り受けた水銀含有再生資源の種類別の量
- 六 譲り渡し、処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書 I V B に掲げる処分作業をいう。以下同じ。）を行い、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物となった水銀含有再生資源の種類別（譲り渡し、又は処分作業を行った場合にあっては、水銀含有再生資源の種類別並びに譲渡しの目的別又は処分作業の種類及び目的別）の量
- 七 譲り渡し、又は譲り受けた場合にあっては、その相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地
- 八 年度末において管理していた水銀含有再生資源の種類別の量及び管理の目的
- 九 法第二十三条第一項に規定する指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組
- 十 保管、運搬又は処分作業を委託した場合にあっては、その委託した水銀含有再生資源の種類別の量及び当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者（以下本号において「受託者」という。）に係る以下の事項
 - （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - （2）受託者が保管、運搬又は処分作業を行った場合にあっては、保管若しくは処分作業を行った事業所の名称及び所在地又は運搬の経路
 - （3）受託者に処分作業を委託した場合にあっては、委託した処分作業の種類及び目的
 - （4）水銀含有再生資源の環境上適正な保管、運搬又は処分作業のために受託者が実施した取組

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における第三条の規定の適用については、同条中「当該年度」とあるのは「施行日から施行日の属する年度の年度末まで」と、同条第四号中「年度当初」とあるのは「施行日」とする。

附 則（令和元年六月二八日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年六月一二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第三号）

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式（第二条関係）

水銀含有再生資源管理報告書

年 月 日

主務大臣 殿

報告者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第24条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称 及び所在地	名称：
	所在地：
担当者氏名及 び連絡先	部署：
	氏名：
	電話番号：
水銀含有再生資源 の管理に係る主た る事業	
水銀含有再生資源 の管理に係る主た る事業を所管する 大臣	
前年度末に管理し ていた水銀含有再 生資源の種類別の 量	
前年度における水 銀含有再生資源の 管理状況	別紙2のとおり。
指針に基づき 実施した取組 等	水銀含有再生資源管理者が指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組（具体的に記載）
	水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施を求めた取組（具体的に記載）

備考

- 1 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。
- 2 水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀含有再生資源の管理に係る事業を行う者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙1に記載すること。
- 3 前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量の欄については、水銀含有再生資源の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に管理していた量を記載すること。
- 4 前年度における水銀含有再生資源の管理状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀含有再生資源の種類ごとに別紙2に記載すること。
- 5 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組について具体的に記載すること。
- 6 水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための取組の実施を求めたことを確認することができる書類等を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙 1

1	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

別紙2 水銀含有再生資源の種類 ()

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

①年度当初に管理していた量	kg			湿重量・乾重量
②生じた量	kg			②、③の合計 (⑨) kg
③譲り受けた量	kg	kg	kg	
譲渡者の住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
事業所の名称及び所在地				
④譲り渡した量	kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑩) kg
譲渡しの目的 (譲受者における用途)				
譲受者の住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
事業所の名称及び所在地				
⑤処分作業を行った量	kg	kg	kg	
処分作業の種類及び目的 (処分作業により得られた物の用途)				
⑥廃棄物となった量				kg
⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量				kg
⑧年度末に管理していた量				kg
管理の目的				
備考欄				

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

保管の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
保管を行った事業所の名称及び所在地		
環境上適正な保管のために実施された取組等		
運搬の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
運搬の経路		
環境上適正な運搬のために実施された取組等		
処分作業の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
処分作業を行った事業所の名称及び所在地		
処分作業の種類及び目的(処分作業により得られた物の用途)		
環境上適正な処分作業のために実施された取組等		

備考

- 1 別紙2については水銀含有再生資源の種類ごとに作成すること。
- 2 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 3 ①から⑧までの量を湿重量で記載する場合は「湿重量」、乾重量で記載する場合は「乾重量」を○で囲むこと。
- 4 譲渡しの目的の欄については、譲受者における用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- 5 ⑤処分作業を行った量、処分作業の種類及び目的並びに処分作業の委託を受けた者の欄については、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）附属書IVBに掲げる処分作業に係る情報を記載するものとし、処分作業の種類及び目的の欄については、バーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業のいずれに該当するかの別及び可能な限り処分作業により得られた物の用途を記載すること。
- 6 ⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 7 管理の目的の欄については、可能な限り、目的別の管理量を記載すること。
- 8 年度末に管理していた量（⑧）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：⑧＝①＋⑨－⑩－⑥
- 9 環境上適正な保管のために実施された取組等、環境上適正な運搬のために実施された取組等及び環境上適正な処分作業のために実施された取組等の欄については、水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために求めた取組の実施状況を記載し、当該実施状況を確認することができる書類等を添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。